

平成19年度 産地づくり計画書

長久手町水田農業推進協議会

1 共通事項

- (1) 本協議会の範囲
愛知郡長久手町
- (2) 助成対象となり得る水田等の確認方法
農地基本台帳、水田台帳、過去の生産調整実績、本協議会による現地確認等
(畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか)
(8月1日において、かい廃等が行われていないかどうか)
- (3) 生産調整実施者の確認方法
本協議会による現地確認または農業共済組合から提供された情報
- (4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法
東海農政局から提供された情報
- (5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全てを満たす場合における取扱い
別に定める助成水準に基づき、複数の対象作物のうち最も高い額の助成金を交付する。ただし、1枚の水田において一定の境界により明確に区分して作付けした場合、面積に応じたそれぞれの額の助成金を交付する。
なお、転作作物作付助成(一般)と転作作物作付助成(担い手加算)については、重複して交付する。
- (6) その他の共通事項
なし

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：千円)

		都道府県協議会からの配分額	活 用 額				
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
				稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金		483	483				
稲作構造改革促進交付金	基本部分	15		0		15	
	担い手集積加算	2			2		
計		500	483	0	2	15	

(2) 用途ごとの活用計画

(単位：ha、千円)

用途の分類 (記号番号)	助成金の用途の名称	助成対象面積	活 用 額					計	助成単価	支払時期	備考
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業				
				用額	基本部分からの活						
711	転作作物作付助成 (一般)	5.5	307	0	0		307	麦、大豆、飼料作物、景観形成作物 ...10千円/10a 雑穀、大豆以外の豆類、花き等 ...7千円/10a 永年性作物、野菜等 ...5千円/10a 調整水田 ...2千円/10a 自己保全管理 ...1千円/10a	3月	1.8ha×10千円 0.7ha×7千円 1.1ha×5千円 0.4ha×2千円 1.5ha×1千円	
G11	転作作物作付助成 (担い手加算)	1.7	58	0	0		58	麦、大豆、飼料作物、景観形成作物 ...4千円/10a その他一般作物 ...2千円/10a	3月	1.2ha×4千円 0.5ha×2千円	
D33	利用集積助成	3.1	48	0	2		50	新規設定 ...2千円/10a 再設定 ...1.5千円/10a	3月	0.7ha×2千円 2.4ha×1.5千円	
273	地産地消取組助成		50	0	0		50	1団体 年額50千円	3月	定額助成	
7D3	協議会運営費		20	0	0		20		随時	事務等経費等	
	米価下落等の補てん (基本部分)	0.4				15	15	4千円/10a	3月	0.375ha×4千円	
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分					0	0			
		(前年度分)					0	0			
計		10.9	483	0	2	15	0	500			

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（一般）
使途の分類 （記号番号）	711
具体的内容 〔支出の項目〕	当該年度に水稻の作付けを行わない水田において、水稻以外の作物の作付け及び水田の保全管理を行った農業者に対して助成する。
効果	<p>水田の利活用を促し、農村環境を維持することで、長久手町が将来目指す農業のあり方として推進する、長久手田園バレー事業に資することができる。</p> <p>農業者の経営改善に資することができる。</p> <p>地域の奨励作物として振興しており、生産を拡大することができる。</p> <p>転作作物の作付を奨励することにより、米の生産調整を推進することができる。</p>
助成要件 〔支出の対象〕	<p>交付対象者 次の全てを満たす者。</p> <p>長久手町に在住する者であって、本協議会において生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者。</p> <p>作付確定面積の通知を受けていない農業者であっても、水稻の作付け〔生産調整方針の運用に関する要領（以下「運用要領」という。）第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。〕を行っていないことが確認された場合、助成対象者となりうる。</p> <p>集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、または、集荷円滑化対策実施要領第1の2のただし書の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となりうる。</p> <p>国が定める助成水田において、8月1日時点で、権原に基づいて助成要件に適合する取り組みを行っている農業者。</p>

	<p>助成対象</p> <p>助成対象とする作物等は別表のとおり。</p> <p>永年性作物については、平成16年度以降に植えられたものであること。</p> <p>原則として、通常の収穫を上げうるに必要な植栽密度があり、通常の肥培管理を行っていること。</p> <p>その他の要件</p> <p>対象作物の収穫年度（景観形成作物、地力増進作物については、すき込みを行った年度。ただし、レンゲについては作付けを行った年度。）に水稻の作付け（運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を当該水田にて行っていないこと。</p> <p>交付対象者の に定める農業者が行っている、権原のある町外への出作についても、助成の対象とする。</p>				
<p>確認方法</p>	<p>生産調整実施者の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本協議会による現地確認または農業共済組合から提供された情報 <p>集荷円滑化対策に係る抛出の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海農政局から提供された情報 <p>助成対象水田の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳、過去の生産調整実績等 （畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか） （8月1日において、かい廃等が行われていないかどうか） <p>作付面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 <p>植栽密度、通常の肥培管理が行われていることの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認（確認日：8月1日。ただし、麦については6月1日とし、レンゲについては2月1日とする。） <p>水稻の作付けが行われていないことの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認（確認日：7月1日） <p>出作地の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出作地においても、原則として本協議会が確認を行うものとする。この際、農業者の権原の有無及び作付状況について、当該水田が所在しているところの地域協議会に照会することができる。また、遠方の場合は、当該水田が所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その地域協議会から依頼を拒否された場合は、当該水田は助成対象から除外する。 				
<p>助成水準 [積算根拠]</p>	<table border="0"> <tr> <td>一般作物、景観形成作物</td> <td>10,000円以内/10a</td> </tr> <tr> <td>その他一般作物</td> <td>7,000円以内/10a</td> </tr> </table>	一般作物、景観形成作物	10,000円以内/10a	その他一般作物	7,000円以内/10a
一般作物、景観形成作物	10,000円以内/10a				
その他一般作物	7,000円以内/10a				

(助成額の算定方法)	永年性作物、特例作物 調整水田 自己保全管理	5,000 円以内/10a 2,000 円以内/10a 1,000 円以内/10a
単価調整の方法	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本計画において定めた活用額 ÷ 農業者からの交付申請額の合計)</p>	

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（担い手加算）	
使途の分類 (記号番号)	G11	
具体的内容 [支出の項目]	当該年度に水稻の作付けを行わない水田において、水稻以外の作物の作付け及び水田の保全管理を行った担い手に対して、転作作物作付助成（一般）に加え、加算助成する。	
効果	<p>水田の利活用を促し、農村環境を維持することで、長久手町が将来目指す農業のあり方として推進する、長久手田園バレー事業に資することができる。</p> <p>担い手の経営改善に資することができる。</p> <p>担い手の育成に資することができる。</p> <p>地域の奨励作物として振興しており、生産を拡大することができる。</p> <p>転作作物の作付を奨励することにより、米の生産調整を推進することができる。</p>	
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次の全てを満たす者。</p> <p>長久手町に在住する者であって、本協議会において生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者。</p> <p>作付確定面積の通知を受けていない農業者であって、水稻の作付け{生産調整方針の運用に関する要領(以下「運用要領」という。)第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。}を行っていないことが確認された場合、助成対象者となりうる。</p> <p>集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け(運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われる</p>	

	<p>ものを除く。)を行っていないことが確認された場合、または、集荷円滑化対策実施要領第1の2のただし書の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となりうる。</p> <p>国が定める助成水田において、8月1日時点で、権原に基づいて助成要件に適合する取り組みを行っている農業者。</p> <p>長久手町地域水田農業ビジョンに掲げる担い手。</p> <p>助成対象</p> <p>助成対象とする作物等は別表のとおり。</p> <p>永年性作物については、平成16年度以降に植えられたものであること。</p> <p>原則として、通常の収穫を上げうるに必要な植栽密度があり、通常の肥培管理を行っていること。</p> <p>その他の要件</p> <p>対象作物の収穫年度(景観形成作物、地力増進作物については、すき込みを行った年度。ただし、レンゲについては作付けを行った年度。)に水稻の作付け(運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)を当該水田にて行っていないこと。</p> <p>交付対象者の に定める農業者が行っている、権原のある町外への出作についても、助成の対象とする。</p>
<p>確認方法</p>	<p>生産調整実施者の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本協議会による現地確認または農業共済組合から提供された情報 <p>集荷円滑化対策に係る拠出の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海農政局から提供された情報 <p>担い手の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長久手町地域水田農業ビジョン <p>助成対象水田の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳、過去の生産調整実績等 (畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか) (8月1日において、かい廃等が行われていないかどうか) <p>作付面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 <p>植栽密度、通常の肥培管理が行われていることの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認(確認日:8月1日。ただし、麦については6月1日とし、レンゲについては2月1日とする。) <p>水稻の作付けが行われていないことの確認</p>

	<p>・現地確認（確認日：7月1日） 出作地の確認</p> <p>・出作地においても、原則として本協議会が確認を行うものとする。この際、農業者の権原の有無及び作付状況について、当該水田が所在しているところの地域協議会に照会することができる。また、遠方の場合は、当該水田が所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その地域協議会から依頼を拒否された場合は、当該水田は助成対象から除外する。</p>
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>担い手加算（一般作物、景観形成作物） 4,000 円以内/10a</p> <p>担い手加算（その他一般作物） 2,000 円以内/10a</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本計画において定めた活用額 ÷ 農業者からの交付申請額の合計)</p>

<p>助成金の使途の名称</p>	<p>利用集積助成【産地づくり特別加算事業分】</p>
<p>使途の分類 (記号番号)</p>	<p>D33</p>
<p>具体的内容 [支出の項目]</p>	<p>地域水田農業ビジョンに掲げる担い手が利用権設定を新規または再設定した場合、担い手に対して面積に応じて助成する。</p>
<p>効果</p>	<p>担い手への土地利用集積の促進に資することができる。 担い手の育成に資することができる。 地域水田農業の構造改革に資することができる。</p>
<p>助成要件 [支出の対象]</p>	<p>交付対象者 次の全てを満たす者。 長久手町に在住する者であって、本協議会において生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者。 作付確定面積の通知を受けていない農業者であって、米の作付け（運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、助成対象者となりうる。 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農</p>

	<p>業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、または、集荷円滑化対策実施要領第1の2のただし書の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となりうる。</p> <p>長久手町地域水田農業ビジョンに掲げる担い手。</p> <p>助成対象</p> <p>担い手が交付決定年度の前年度に利用権設定により集積した水田であること。</p> <p>利用権設定期間が3年以上であること。</p> <p>その他の要件</p> <p>期限切れによる再設定の場合についても、同様の扱いとする。</p> <p>利用権設定に要する費用が助成水準に満たない場合は、利用権設定に要する費用と同等の水準で助成する。</p> <p>利用権の種類が使用貸借権である場合は、助成の対象とはならない。</p> <p>助成の対象となった水田に係る利用権が、担い手と貸し手双方の合意のもとに解約され、新たに別の担い手との利用権が設定された場合は、再設定と同様に扱う。</p>				
<p>確認方法</p>	<p>生産調整実施者の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本協議会による現地確認または農業共済組合から提供された情報 <p>集荷円滑化対策に係る拠出の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海農政局から提供された情報 <p>担い手の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長久手町地域水田農業ビジョン <p>利用権を設定していることの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定同意書（確認日：9月1日） ・農地法第20条第6項の規程による通知書 <p>面積、地名地番、利用権設定期間、利用権設定に要する費用の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地基本台帳、利用権設定同意書 				
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>現行の対策の期間内(~H21)において、助成要件を満たした年度から、助成要件を満たす限り継続して毎年度交付する。</p> <table border="0"> <tr> <td>新規設定</td> <td>2,000円以内/10a</td> </tr> <tr> <td>再設定</td> <td>1,500円以内/10a</td> </tr> </table>	新規設定	2,000円以内/10a	再設定	1,500円以内/10a
新規設定	2,000円以内/10a				
再設定	1,500円以内/10a				
<p>単価調整の方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要</p>				

	<p>額が上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本計画において定めた活用額 ÷ 担い手からの交付申請額の合計)</p>
--	---

助成金の使途の名称	地産地消取組助成
使途の分類 (記号番号)	273
具体的内容 [支出の項目]	地産地消に向けた取り組みを支援するため、地元産米を学校給食に供給する団体に対し、助成する。
効果	<p>地域農業への理解促進を図ることができる。</p> <p>地産地消の実践により、安全、安心な地元産米の宣伝や消費拡大に資することができる。</p> <p>食育に資することができる。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元産米を学校給食に供給する団体 <p>助成対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長久手町産米であること。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項(1)に定める本協議会の範囲内で、学校給食として供給されること。
確認方法	<p>供給したことの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給食用物資納入指定通知書、納品書 (確認日: 2月1日) <p>長久手町産米であることの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝票
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<p>年額 50,000 円以内</p> <p>[出荷額の 30%以内の額を補助する]</p> <p>(800kg × 357 円/kg × 0.3 = 85,680 円 > 50,000 円)</p>
単価調整の方法	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本計画において定めた活用額 ÷ 団体からの交付申請額の合計)</p>

助成金の使途の名称	協議会運営費
使途の分類 (記号番号)	7D3
具体的内容 [支出の項目]	協議会の運営を行うに当たって必要な経費(事務等経費)について、助成を行う。
効果	地域協議会運営の適切な執行を図る。 上記により、水田農業構造改革を推進する。
助成要件 [支出の対象]	事務等経費 消耗品費：協議会運営上使用する消耗品 通信運搬費：文書等の郵送代 会議費：会議資料代、茶代
確認方法	事務等経費 消耗品費：領収書、納品書 通信運搬費：領収書 会議費：会議開催通知及び出席者名簿、領収書、納品書
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	事務等経費 消耗品費 4,000 円 通信運搬費 10,000 円 会議費 6,000 円
単価調整の方法	所要額が活用額を超えた場合には、協議会の構成団体からの助成により所要額を確保する。

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	米価下落等の補てん(基本部分)
助成要件	<p>助成対象者 次の全てを満たす者。 長久手町に在住する者であって、本協議会において生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者。 本年度の米穀の作付けを行っている農業者。ただし、品目横断的経営安定対策加入者を除く。</p> <p>助成対象水田 ・共通事項(2)の助成の対象となり得る水田に記載されている対象水田のうち、上記の助成対象者が、作付確定面積の範囲内で主食用等水稻の作付けを行った水田。ただし、助成対象者に、米穀の販売又は販売の委託を行った実績がない場合</p>

	<p>には、当該水田は助成対象とはならない。また、助成対象者が作付けをした米穀のうち、販売又は販売の委託を行った場合については、当該数量を基準単収にて割って算出される作付面積を、助成対象水田の面積とする。</p> <p>助成対象米穀</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産年の翌年1月末までに販売又は販売の委託を行った米穀
<p>確認方法</p>	<p>生産調整実施者の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本協議会による現地確認または農業共済組合から提供された情報 <p>集荷円滑化対策に係る抛出の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海農政局から提供された情報 <p>品目横断的経営安定対策に加入していないことの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海農政局から提供された情報 <p>助成対象水田の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地基本台帳、水田台帳 <p>助成対象米穀の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷明細書
<p>助成水準</p>	<p>4,000 円/10a</p>
<p>基準収入及び当年産収入の算出方法</p>	<p>基準収入の算出方法及び産出額</p> <p>基準収入の算出は、本町の5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10a当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。</p> <p>の各年産の10a当たり稲作収入については、各年産の60kg当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10a当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。</p> <p>ただし、10a当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収(農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10a当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の4の(3)のイの(1)で算出される市町村別の標準単収)とする。</p> <p>の米穀の60kg当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下「センター」という。)が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年</p>

	<p>取引若しくは期別取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引とする。以下同じ。)又は特定取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。)のうち早場米を対象として行う取引(以下「早期米取引」という。)が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。)について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格(包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあっては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。)を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格(以下「年産平均価格」という。)を各銘柄の落札数量で加重平均した価格(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあっては当該1銘柄についての年産平均価格とする。)とする。</p> <p>ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。</p> <p>なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあっては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>当年産収入の算出方法</p> <p>当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の 及び に準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
<p>補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)</p>	<p><補てん単価></p> <p>(基準収入 - 当年産収入) × 0.9 が 助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価 助成水準を下回る場合は、(基準収入 - 当年産収入) × 0.9 が補てん単価。</p> <p><補てん額></p> <p>販売又は販売の委託を行った米穀の数量を配分基準単収で割り戻した面積に10a当たりの補てん単価を乗じることにより算出する。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。</p>

	調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初の助成水準の設定の際に推定した面積 ÷ 生産年の翌年 1 月末までに販売または販売の委託を行った米穀の数量から計算した面積)
--	--

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

(単位：ha、千円)

用途の区分及び用途の名称	作目等区分	員数	単価	金額	備考
大幅な超過達成に関する用途					
地域振興作物の振興に関する用途					
その他意欲的な生産調整に関する用途	景観形成作物	1	10千円/10a	100	
	合計	1		100	

(2) 用途ごとの内容

用途の名称	その他意欲的な生産調整に関する用途
作物等区分	景観形成作物
具体的内容	当該年度に水田 1 枚を単位として水稻の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取り組みを行う農業者に対する助成を実施する。
効果	米の生産調整を推進する上で有効であり、地域における景観の形成に寄与することができる。
助成の要件	交付対象者 次の全てを満たす者。 長久手町に在住する者であって、本協議会において生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者。 作付確定面積の通知を受けていない農業者であって、米の作付け(運用要領第 6 の 2 に定めるところに

	<p>より生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)を行っていないことが確認された場合、助成対象者となりうる。</p> <p>集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業業者であっても、水稻の作付け(運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)を行っていないことが確認された場合、または、集荷円滑化対策実施要領第1の2のただし書の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となりうる。</p> <p>国が定める助成水田において、権原に基づいて助成要件に適合する取り組みを行っている農業業者。</p> <p>助成対象</p> <p>当該年度に水稻の作付け(運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)を行わない水田1枚を単位として、景観形成作物が作付けされていること。ただし、1枚の水田において一定の境界により明確に区分して作付けした場合は、その面積に応じて助成の対象とする。</p> <p>景観形成作物は、菜の花、ひまわり、コスモス、花ショウブ、スイセン、ケイトウ、レンゲ、ハス、ヘアリーベッチとする。</p> <p>通常の栽培管理が行われていること。</p> <p>その他の要件</p> <p>本助成金は、産地づくり交付金本体分の交付対象となった水田において、景観形成作物が同一年度に栽培された場合においても、重複して交付する。</p> <p>なお、交付対象が景観形成作物であった場合も同様とする。</p> <p>景観形成作物が、同一年度に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。</p>
<p>確認方法</p>	<p>生産調整実施者の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本協議会による現地確認または農業共済組合から提供された情報 <p>集荷円滑化対策に係る拠出の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海農政局から提供された情報 <p>助成対象水田の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳、過去の生産調整実績等 <p>(畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか)</p>

	<p>(8月1日において、かい廃等が行われていないかどうか) 作付面積の確認 ・実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 植栽密度、通常の肥培管理が行われていることの確認 ・現地確認(確認日:8月1日。ただし、レンゲについては2月1日とする。) 水稻の作付けが行われていないことの確認 ・現地確認(確認日:7月1日) 出作地の確認 ・出作地においても、原則として本協議会が確認を行うものとする。この際、農業者の権原の有無及び作付状況について、当該水田が所在しているところの地域協議会に照会することができる。また、遠方の場合は、当該水田が所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その地域協議会から依頼を拒否された場合は、当該水田は助成対象から除外する。</p>
助成水準 (助成額の算定方法)	10,000 円/10a
単価調整の方法	<p>県協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、交付予定額を上回る場合は、交付申請額の合計額が交付予定額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p>調整後の助成単価 = 40,000 千円 ÷ 交付申請額の合計 × 10 千円</p>

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

愛知県から長久手町への 需要量に関する情報	長久手町が情報提供した第三者機関的組織別の需要量 に関する情報の計	生産数量目標の補正
533	533	
合 計	533	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

長久手町から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正

533		533	
-----	--	-----	--

別 表

作物名		作物の種類
一般作物	麦	小麦、六条大麦、二条大麦、はだか麦
	豆類	大豆
	飼料作物	青刈りとうもろこし、ソルガム、稲発酵粗飼料用稲、イタリアンライグラス、その他飼料作物
景観形成作物		菜の花、ひまわり、コスモス、花ショウブ、スイセン、ケイトウ、レンゲ、ハス、ヘアリーベッチ、その他景観形成作物
一般作物 その他	雑穀	そば、ハトムギ、その他雑穀
	大豆以外の豆類	小豆、落花生、その他豆類
	花き・種苗類	花き、花木、種苗類
	薬用・香料作物	薬用作物、香料作物
	地力増進作物	クローバー類、その他地力増進作物
永年性作物	果樹	日本なし、西洋なし、もも、うめ、びわ、かき、くり、いちじく、その他果樹
	切花用母樹	ホップ、切花用母樹、その他永年性作物
特例作物	野菜	きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、メロン、キャベツ、はくさい、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、レタス、だいこん、にんじん、さといも、しょうが、ばれいしょ、かんしょ、その他野菜
調整水田		調整水田（全体）、調整水田（部分）
自己保全管理		自己保全管理